

化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会の設置について

1. 設置の趣旨

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）は、施行後7年を経過した場合（平成19年3月）において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

化管法に基づくPRTR制度については、平成17年度の総務省行政監察において、必要な届出を行っていない事業所が多数あることが、問題点として指摘されている。また、環境省の行ったアンケート調査等において、対象物質、対象事業所等の見直しに関する個別の課題も指摘されている。

また、化学物質の分類表示の世界システムを平成20年までに導入することが国際的な目標とされるなど、化学物質の有害性・リスクに関する情報を事業者、消費者が共有することが課題となっている。また、製造から使用、廃棄に至る化学物質の管理のため、物質のフローの把握が課題となっている。

こうした課題を受け、化管法の見直し等により対応できる課題を整理し、その方向について検討することが必要である。化管法は、国、自治体、事業者、市民（NGO）、研究者等の主体が関与して自主的な取組を促進する制度であることに鑑み、これらの分野の委員からなる懇談会を設置することとする。

2. 懇談会の概要

名称：化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会

構成： 大塚 直 早稲田大学法学部教授（座長）
 有田 芳子 主婦連合会
 安藤 健吾 日本自動車工業会工場環境部会委員
 池田 茂 東京都環境局有害化学物質対策課長
 岸川 敏朗 神奈川県環境農政部化学物質対策担当課長
 小出 重幸 読売新聞社 編集委員
 白石 寛明 国立環境研究所環境リスク研究センター長
 瀬田 重敏 東京農工大学客員教授
 中杉 修身 上智大学教授
 中田 三郎 日本化学工業協会常務理事
 中地 重晴 有害化学物質削減ネットワーク
 新美 育文 明治大学法科大学院教授
 藤江 幸一 豊橋技術科学大学教授
 安井 至 国連大学副学長

オブザーバー：経済産業省化学物質リスク評価室長

運営：(社) 環境情報科学センターに設置。
議事は公開とする。

スケジュール：

5月10日 第1回懇談会

- 設置の趣旨について説明
- 化学物質管理に関する動向について
 - 環境基本計画、SAICM、その他国際動向
- 化管法施行状況について（総務省勧告を含む）
- 平成17年度調査の結果
 - 自治体等アンケート・ヒアリング結果
 - 諸外国の状況
 - 対象物質検討状況
 - 対象事業者検討状況
- フリーディスカッション
- 今後の検討予定

6月上旬 第2回懇談会

- 各委員より論点の提示
- フリーディスカッション
- ヒアリング対象者決定
 - 自治体、事業者、NGO等

6月下旬 第3回懇談会

- 関係者ヒアリング（第1回）
- 論点の整理

7月中旬 第4回懇談会

- 関係者ヒアリング（第2回）
- 論点の整理

8月下旬 第5回懇談会

- 報告書とりまとめ